

平成 26 年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」に係る補助事業者募集要領

平成 27 年 2 月 10 日

中小企業庁

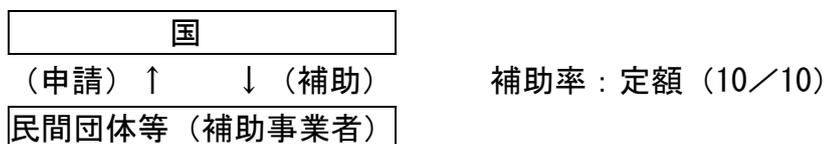
経営支援課

中小企業庁では、平成 26 年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的

- ・ 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい状況です。特に、大企業を中心に雇用が拡大し、少子高齢化や大都市への人口流出が進む中で、急速に経営環境が変化していく時代に対応していくためには、地域の中小企業・小規模事業者が経営を強化し、新たな事業や雇用を創出していく担い手となりうる優秀な人材の確保が求められています。
- ・ 平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略 2014 改訂」においては、地域の中小企業における戦略産業創出の担い手としての企業 OB 等人材の活用が掲げられており、若者にとどまらず、能力・意欲のある多様な人材と中小企業・小規模事業者との多様なマッチングが急務となっています。さらに、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「地方への新しいひとの流れをつくる」という基本目標が設定され、この中で地域の中小企業に必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への環流を促す仕組みを強化し、人材の確保・育成を行うこととしています。
- ・ これらの課題に緊急的に対処するため、本事業では、地域の事業者のニーズを把握することにより、①地域内外の若者、女性（主婦等）、シニア等の多様な人材から、構造的な課題のひとつである中小企業・小規模事業者の「即戦力人材」を広く発掘し、②多様な人材と中小企業・小規模事業者のマッチングから定着までを一貫支援する地域人材コーディネート機関を設置することとします。
- ・ 地域人材コーディネート機関が実施する事業を通じて、中小企業・小規模事業者は、多様な人材の活用により事業の付加価値を拡大させると共に、労働生産性の向上を目指します。また、各地において地域人材コーディネート機関は自治体や経済団体等地域の関係機関と連携して、各地で持続的に人材確保支援が行われる体制の整備に努めることとします。

2. 事業スキーム



3. 事業内容

- ・ 地域人材コーディネート機関となって、以下の事業を行う場合の費用を補助します。
- ・ 地域人材コーディネート機関は、中小企業・小規模事業者の人材確保に関するニーズを把握した上で、多様な人材（若者、女性（主婦等）、シニア等）を、中小企業・小規模事業者のニーズに応じて紹介するとともに、離職率の高さが課題となっている若者については、採用後の定着までを支援するなどし、人材のマッチングを一貫支援（コーディネート）します。
- ・ また、地域人材コーディネート機関は、地方自治体、大学等、ハローワーク、地域金融機関等と連携して、情報共有やノウハウ提供を行いながら、人材発掘、企業開拓、人材と企業のマッチングを行い、若者に関しては定着までを一貫支援します。また、他の関連する中小企業・小規模事業者人材対策事業（「(6) 関連事業への協力義務等」参照）に積極的に協力し、シナジーを発揮しながら、より効果的に事業を実施するよう努めるものとします。

(1) 各人材の発掘（対象人材：若者、女性（主婦等）、シニア等）

- ・ 若者に対する中小企業・小規模事業者への就職の意識啓発、企業と人材の交流の場の設定、女性（主婦等）やシニア等に対する中小企業・小規模事業者への就職の意識啓発等を実施し、中小企業・小規模事業者の経営強化に資する人材の発掘を行う。特に、女性（主婦等）やシニア等については、これまでに就労困難な実態を踏まえつつ、中小企業への就職に前向きに踏み出せるような啓発を実施する。
- ・ 本事業を通じて、若者、女性（主婦等）、シニア等の人材を対象に、合計して以下の目標を達成させる。

(目標)

セミナー等への参加者数：1,100人以上（1都道府県あたり）

(具体的な事業イメージ)

- ・ 若者：若手人材確保のための企業向けアドバイス、ビジネス基礎講座、中小企業経営者によるセミナー、バスツアー（学生向け、教職員向け）、社長のカバン持ち体験、中小企

業向け若手人材活用セミナー

- ・ 女性（主婦等）：主婦向けの就労支援セミナー、主婦の働き方などを考えるワーク・ライフ・バランス講座、中小企業経営者によるセミナー、
- ・ シニア等：中小企業・小規模事業者への就職をすすめるための意識啓発セミナー、ライフプランニングセミナー、中小企業経営者によるセミナー、

(2) 中小企業・小規模事業者の求人開拓、多様な人材確保に向けての啓発（対象人材：若者、女性（主婦等）、シニア等）

- ・ 中小企業・小規模事業者の人材確保に関するニーズを把握し、求人情報の開拓を行う。
- ・ 中小企業・小規模事業者が成長していくために必要な人材像を明確化し、求人の方や面接のノウハウなどを理解してもらうための取り組み、中小企業・小規模事業者への女性（主婦等）やシニア等活用への意識啓発等を実施する。
- ・ 本事業を通じて、若者、女性（主婦等）、シニア等の人材を対象に、合計して以下の目標を達成させる。

（目標）

求人開拓数：「3.事業内容」(3) 及び (4) の目標値を勘案し、しかるべき数の求人開拓数を設定すること（1 都道府県あたり）

若者、女性（主婦等）、シニア等への啓発活動を行った社数：各人材合計で 100 社以上（1 都道府県あたり）

（具体的な事業イメージ）

- ・ 若者：若手人材確保のための企業向けアドバイス、中小企業向け若手人材活用セミナー
- ・ 女性（主婦等）：中小企業経営者を対象とした主婦活用支援セミナー（経営者側のマインドセット）
- ・ シニア等：中小企業経営者を対象としたシニア活用支援セミナー（経営者側のマインドセット）

(3) 中小企業・小規模事業者と各人材とのマッチング（対象人材：若者、女性（主婦等）、シニア等）

- ・ 中小企業・小規模事業者と各人材を対象にして、双方ニーズに基づいた適切なマッチングを実施する。マッチング後には、就職（内定）につながるような事業を実施する。
- ・ 本事業を通じて、若者、女性（主婦等）、シニア等の人材を対象に、合計して以下の目標を達成させる。

(目標)

マッチングイベント等への参加者数：1,400人以上（1都道府県あたり）

(具体的な事業イメージ)

- ・ 若者：地域別合同企業説明会、業種別合同企業説明会、職場実習・職場体験、中小企業と大学生等の個別マッチング
- ・ 女性（主婦等）：地域別合同企業説明会、業種別合同企業説明会、職場実習・職場体験、中小企業・小規模事業者と主婦の個別マッチング
- ・ シニア等：地域別合同企業説明会、業種別合同企業説明会、職場実習・職場体験、中小企業・小規模事業者とシニア等の個別マッチング、地域金融機関と連携した企業説明会

(4) 中小企業・小規模事業者と各人材とのコーディネート（対象人材：若者、女性（主婦等）、シニア等）

- ・ 上記（3）の人材等を対象として、中小企業・小規模事業者との就職（内定）決定に向けて、双方ニーズを踏まえて、中小企業・小規模事業者の発展に資するような、適切なコーディネートを行い、しかるべき数の就職（内定）決定を達成すること。

(具体的な事業イメージ)

- ・ 若者：就職に関する相談受付、中小企業と大学生等の個別コーディネート、面接指導
- ・ 女性（主婦等）：就職に関する相談受付、キャリア・コンサルティング、中小企業・小規模事業者と主婦の個別コーディネート、面接指導
- ・ シニア等：就職に関する相談受付、キャリア・コンサルティング、中小企業・小規模事業者とシニア等の個別コーディネート、面接指導

※事業実施の際には、「(3) 中小企業・小規模事業者と各人材のマッチング」と組み合わせることも視野に入れる。

(5) 人材の定着支援（対象人材：若者）

- ・ 中小企業・小規模事業者における若手従業員のキャリア・コンサルティング、研修機会等を実施し、内定辞退や若手従業員の早期離職の低減を図る。
- ・ 本事業を通じて、以下の目標を達成させる。

(目標)

若手従業員の研修参加者数：360人以上（1都道府県あたり）

(具体的な事業イメージ)

- ・ 内定者セミナー、業種別新人社員セミナー、採用実務支援セミナー、経営者・管理者向け人材育成セミナー、若手従業員向けキャリア・コンサルティング、地域の複数の企業の若手従業員向けに行う共同研修

(6) 関連事業への協力義務

- ・ 自ら実施する事業に加え、中小企業・小規模事業者人材対策事業の一環で別に実施が予定されている以下の事業について、求人企業や求職者を紹介し、紹介した企業や人材への丁寧なフォローアップを行う等、各事業間のコーディネートや効果的な連携を行うことで、事業間のシナジーを醸成し最大効果を発揮できるようにすること。

①研修への参加者選定及び参加義務

「地域人材コーディネーター養成事業（若者、女性（主婦等）、シニア等向け）」（平成 26 年度補正予算）

- ・ 本事業は、中小企業・小規模事業者が求める人材像を把握し、人材（若者、女性（主婦等）、シニア等）の確保から定着まで一貫して支援する地域人材コーディネーターの養成を行うもの。具体的には、地域人材コーディネーターの必要性や役割、機能、人材（若者については都市部の人材も含む）と中小企業・小規模事業者をコーディネートするために必要な知識や手法について研修等を行うことにより習得させる。また、OJTにより人材開拓や中小企業の求人開拓を実施する他、職場実習・職場体験等を通して、人材と中小企業・小規模事業者とのマッチングを実施する。
- ・ 地域人材コーディネート機関においては、都道府県ごとに若者・女性（主婦等）・シニア等それぞれの人材向けの養成事業への参加者を選定し参加させる。養成事業の受講者の参加旅費等は、地域人材コーディネート機関において支出する。

②関連事業への連携協力義務

「クラウドソーシング普及促進事業」（平成 26 年度補正予算）

- ・ 本事業は、平成 26 年度地域中小企業の人材確保・定着支援事業（地域中小企業におけるクラウドソーシング活用推進事業）において設置されたクラウドソーシング推進団体（全国 100 団体程度）や大学生等と連携し、中小企業・小規模事業者を対象にクラウドソーシングの発注体験させることで、クラウドソーシング活用の普及促進を図り、中小企業・小規模事業者の人材不足の解消に繋げるもの。
- ・ 地域人材コーディネート機関においては、本事業の受託者からの要請に応じてクラウドソーシングの発注体験を行う中小企業・小規模事業者や中小企業・小規模事業者と共同して発注体験を行う大学生等の募集、フォローアップ等を行う。

「シニア等のポジティブセカンドキャリア推進事業」（平成 26 年度補正予算）

- ・ 本事業は、都市部の大企業・中堅企業を離職又は離職予定のシニア等が中小企業・小規模事業者就業する際の支援措置として、単身で赴任をする場合の生活費用等を支援することにより、シニア等の中小企業・小規模事業者への就業を促すもの。
- ・ 地域人材コーディネート機関においては、本事業の受託者からの要請に応じて、都市部の大企業・中堅企業出身のシニア等を受け入れる中小企業・小規模事業者の発掘・紹介、定着支援を協力して行う。

(7) 連携会議の開催

- ・ 地域の関係機関（地方自治体、大学、ハローワーク、地域金融機関等）との連携会議を開催し、地域の実態やそれぞれの取組を共有し、より効果的な活動を行うための検討を行うこと。
- ・ 連携会議は、事業期間中に 5 回以上開催すること。

(8) 経済産業局及び全国事務局への報告等

①事業実施目標の設定

- ・ 事業を実施しようとする都道府県ごとに、「3. 事業内容」(1)～(5)に記載もしくは自ら定める目標を達成する事業計画としてください。本事業について、若者、女性（主婦等）、シニア等のそれぞれの目標人数割合は事業者が任意に設定できますが、審査にあたっては目標人数のバランスが考慮されます（特定の人材が極端に少なくならないようにすること）。
- ・ 事業を実施しようとする都道府県とは、支援対象とする中小企業・小規模事業者が所在する都道府県となります。イベント等を実施する場所ではありません。

②業務内容の報告・支援事例の提出等

- ・ 地域人材コーディネート機関は、各人材の発掘数、中小企業・小規模事業者の開拓数、マッチング件数、コーディネート件数、セミナー開催数・参加者数等について、全国的な集計・分析、ノウハウの共有、評価等のために、事業を実施する都道府県を所轄する地方経済産業局（以下「所轄の経済産業局」とする）及び中小企業庁が指定する全国事務局（以下「全国事務局」とする）に定期的に報告して下さい。
- ・ また、人材確保に結びついた案件のうち、先進的な支援ノウハウとして他の地域人材コーディネート機関等に移転できると考えられる成功事例についても、定期的に所轄の経済産業局及び全国事務局へ報告して下さい。
- ・ なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、所轄の経済産業局及び全国事務局の指示に従うものとします（全国事務局が開催する全国会議等において報告して頂く場合もあります）。

③評価・管理体制への対応

- ・ 地域人材コーディネート機関の評価については、全国事務局がアドバイザリーボードを設置し、所轄の経済産業局と連携し、次に掲げる評価項目を中心に定期的を実施する予定です。地域人材コーディネート機関は、全国事務局からの求めに応じて資料を作成し、所轄の経済産業局及び全国事務局へ提出いただきます。
- ・ なお、評価に当たっては、アドバイザリーボード、所轄の経済産業局、全国事務局と協議の上で事業開始時に設定した事業目標・事業計画に対する達成度等を中心に行うこととします。
- ・ 事業の進捗や内容について、アドバイザリーボードにより、事業内容や体制等について改善指示等がなされる場合があります。改善指示等を受けた場合は、指示に従い早期改善に努めて下さい。

(具体的な評価のイメージ)

[定量的評価]

- ・ 若者、女性（主婦等）、シニア等の人材開拓数
- ・ 中小企業・小規模事業者の求人開拓数、啓発活動を行った社数
- ・ 中小企業・小規模事業者と若者、女性（主婦等）、シニア等のマッチング件数
- ・ 中小企業・小規模事業者への就職（内定）決定数
- ・ 内定辞退や早期離職防止のための取り組みへの参加者数 等

[定性的評価]

- ・ 中小企業・小規模事業者の経営に資する求人を開拓できたか（これまで潜在化していた求人をどれだけ表出化したか）
- ・ 中小企業・小規模事業者経営者等の女性（主婦等）、シニア等の活用を意識させるような工夫が施されたか
- ・ 中小企業・小規模事業者が若者、女性（主婦等）、シニア等多様な人材を確保し、働きやすい職場環境の整備や適切な処遇のためのアドバイス等、中長期的な視点からの対応が行われたか
- ・ 中小企業・小規模事業者に新たな人材をコーディネート（直接雇用以外に長期職場実習・職場体験等も含む）することによって、中小企業・小規模事業者の経営が改善されたか（事業拡大、多角化、販路開拓、経営基盤強化、後継者不足解消などを想定）
- ・ 中小企業・小規模事業者の新たな人材をコーディネートすることによって、中小企業・小規模事業者の経営強化に資する事例が作れたか
- ・ 人材の発掘、中小企業・小規模事業者の開拓では、目的にそった仕掛けがなされたか
- ・ マッチング、コーディネートでは、中小企業・小規模事業者と各人材それぞれのニーズ

を反映した取組がなされたか。最終的な就職（内定）決定にどれだけ寄与したか

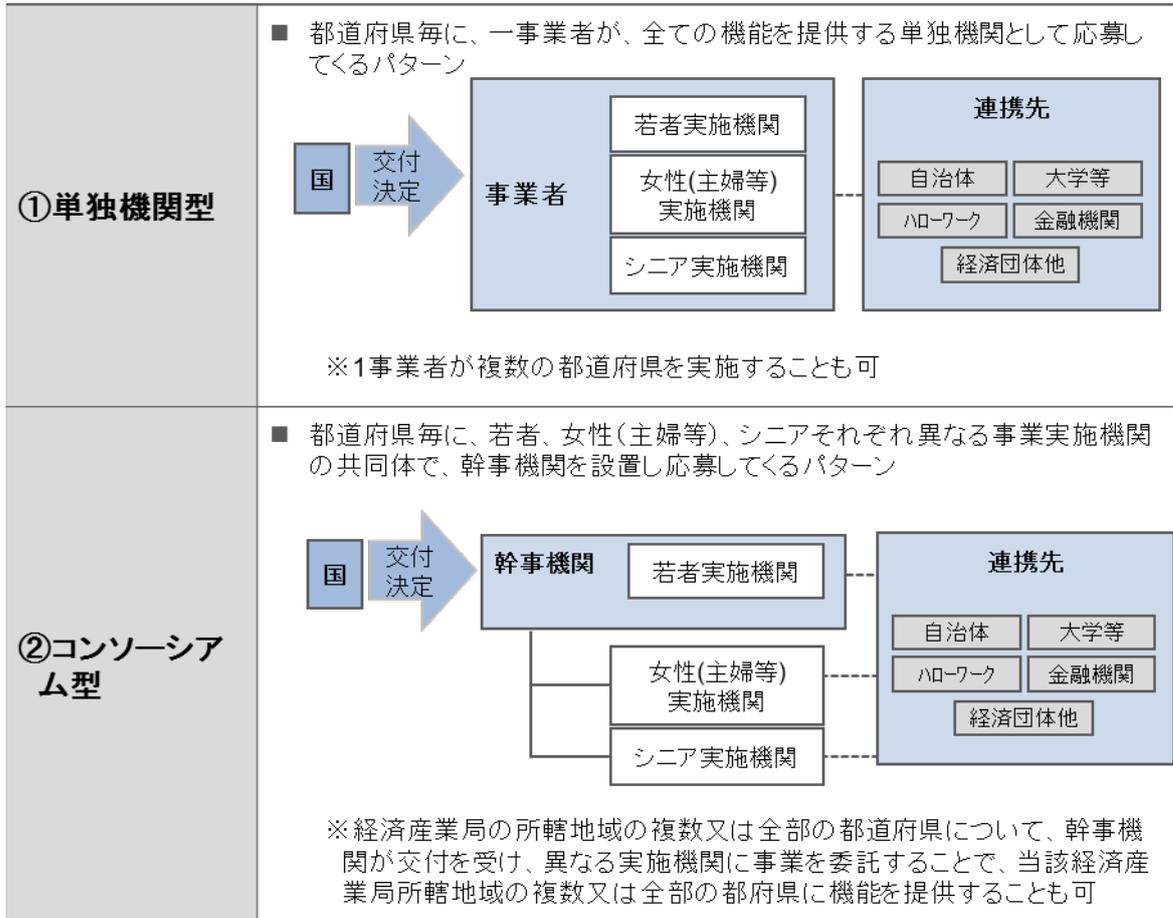
- ・ 地域の関係機関との連携体制を構築し、協働して事業を実施できたか
- ・ 中小企業・小規模事業者の人材確保に関する取り組みのメディア等への掲載数
- ・ 全国事務局が行う満足度調査結果 等

(9) 留意事項

- ・ 地域の具体的なニーズを踏まえた事業であることが必要です。
- ・ 本事業を通じて、若者、女性（主婦等）、シニア等と中小企業・小規模事業者とをコーディネートする活動が、地域に定着し自立化する目途があることが必要です。
- ・ 本事業における「若者」とは、「おおむね 20 歳代～30 歳代の大学生等や若手社会人（離職者を含む）です。
- ・ 本事業における「女性（主婦等）」とは、「年齢問わず、育児・介護等で一度退職し再就職を希望する方等」です。
- ・ 本事業における「シニア等」とは、「おおむね 50 歳代以上で、1 つの専門分野でおおむね 10 年以上の職歴を有する者又は大企業 OB 等」です。
- ・ (1)～(5)を行う上で、事業を実施する地域の実情を十分に認識した上で、中小企業・小規模事業者の成長に資する若者、女性（主婦等）、シニア等をどのように開拓していくか、当該人材を活用して成長していこうとする中小企業・小規模事業者をいかに開拓できるか、女性（主婦等）やシニア等の活用を念頭に置いていない又は活用したいが行動に移せていない中小企業・小規模事業者経営者に対して、いかに意識を変え積極的な活用を検討させられるか等、課題を整理した上で、具体的な手法を提案し実施すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の人材確保に取り組む上で、地域の関係機関（地方自治体、大学、ハローワーク、地域金融機関等）との具体的な連携体制、連携内容を提案すること。また、連携体制を活かし今後地域で目指していく内容、本事業終了後も地域で持続的に活動していくための方法を提案すること。

4. 実施体制等

- ・ 地域人材コーディネート機関の公募にあたっては、地域の実情などを踏まえながら、次の 2 つのパターンから、より適した形態を選択して応募することも可能とします。



- また、①及び②について、複数の都道府県を対象地域として、事業を行う旨申請することができます。この場合、事業実施計画（目標を含む）や経費明細表は実施しようとする都道府県ごとに作成し、提出する必要があります。

参考：本事業における「中小企業・小規模事業者」の定義

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ア発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下の該当する者については、大企業として取り扱わ

<p>ないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社 ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合
<p>②特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 中小企業者と連携して事業を行うもの</p> <p>イ 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているもの）</p>
<p>③中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体</p>
<p>④特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が①の中小企業者であるもの（③の中小企業団体を除く）</p>

5. 事業実施期間

- ・ 交付決定日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・ ただし、本予算の繰越手続きにより認められた範囲で事業実施期間の延長を行うこともあります。

6. 応募資格・条件

- ・ 応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。
- ・ 本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす者とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事機関を決めていただくとともに、幹事機関が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事機関が業務の全てを他の法人に委託することはできません。）

- (1) 日本に拠点を有していること。所轄の経済産業局の所管地域内に当該事業を実施する事務所を有していること。（例）山形県に実施事業所を置く者が、秋田県の地域人材コーディネート機関として事業を実施することが可能。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管

理能力を有していること。

- (4) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 中小企業・小規模事業者の人材確保支援の実績を有すること。
- (6) 職業安定法第 4 条第 7 項に規定される職業紹介事業者であること。ただし、職業紹介事業者でない場合にあつては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア. 職業安定法第 33 条の 3 第 1 項の規定による届出を原則として平成 27 年 3 月 31 日までに行う場合、又は同法第 30 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の許可を原則として平成 27 年 3 月 31 日までに取得する場合
 - イ. 本要領 3. (3) 及び (4) については同法の職業紹介事業者である者が実施する体制となっている場合
 - ウ. 大学、ハローワーク等の協力により、職業紹介を行う体制が整備されている場合（ただし、大学、ハローワーク等の承諾が得られている場合に限る。）
- (7) 若者、女性（主婦等）、シニア等の全人材を対象に実施する事業体を構成した上で提案することを原則とする。
- (8) 効果的に機能を発揮するために、地域の関係機関と連携を図ること。特に、「地方自治体」、「大学等（若者向け事業のうち学生を対象とする場合に限る）」、「ハローワーク」、「金融機関（地銀、信金等）」との連携は必須とする。ただし、申請書提出時には各機関と連携を予定している場合も可とする。その場合、申請書には想定する連携先を記載すること。
- (9) 予め定められた目標数等を達成できる事業計画となっていること。
- (10) 中小企業庁が別途指定する全国事務局及び所轄の経済産業局への報告義務を果たし、連携を図ること。また、「3. 事業内容（6）関連事業への協力義務等」に対応すること。
- (11) 「3. 事業内容」について (1) ～ (5) まで全てを実施すること。
- (12) 事業者が自主事業との経費の区分を明確にすること。本事業との重複受給が生じないように徹底すること。
- (13) 事業の遂行にあたっては、平成 27 年度予算「地域中小企業・小規模事業者 UIJ ターン人材確保等支援事業」と一体的に実施することが望ましい。

※応募をされる際には、できるだけ公募説明会への参加をお願いします。また、応募前に事業内容について、所轄の経済産業局に相談を行うことをお勧めします。

7. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数

- ・ 原則、1 都道府県につき、1 機関（コンソーシアム方式の場合は 1 幹事機関）

(2) 補助率・補助額

- ・ 原則、定額補助（10/10）とし、1 都道府県あたり 100,000 千円を上限とします。ただし、都道府県ごとに「3. 事業内容」に記載もしくは自ら定める目標を上回る計画を実施する場合は、積算根拠を明確にした上で、上記上限額に対し相当額の上乗せを認めます。
- ・ 複数の都道府県において事業を実施する場合、上記上限額に実施しようとする都道府県の数に乗じた額が上限になります。
- ・ なお、最終的な実施内容、交付決定額については、所轄の経済産業局と調整した上で決定することとします。

(3) 支払時期

- ・ 補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

(4) 支払額の確定方法

- ・ 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
- ・ 支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

8. 応募手続き

(1) 募集期間

- ・ 募集開始日：平成 27 年 2 月 10 日（火）
- ・ 締切日：平成 27 年 3 月 3 日（火）12 時必着

(2) 説明会の開催

- ・ 各地域の地方経済産業局で実施します。
- ・ なお、説明会への参加を希望する方は、会場準備の都合上、参加を希望する地域の地方経済産業局の連絡先へ、説明会の開催前日（※2 月 16 日（月）開催の場合は、13 日（金））

17時までにメール又はFAX番号の記載のある地方経済産業局においてはFAXにてご連絡をお願いします。

- ・ メール等の件名を「人材対策事業公募説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」、「出席者全員の氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「住所」「電話番号」「E-mail アドレス」を記載ください。
- ・ 説明会への出席につきましては、原則として、応募単位毎に2名まででお願いします。コンソーシアム方式での申請を予定されている場合は、複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席をお願い致します。

地域	局名	開催日時	開催場所	参加登録・問合せ
北海道	北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日（月） 13：30～	札幌市北区北8条西 2丁目 札幌第一合 同庁舎6階第1会議 室	メール： hokkaido-sangyo-jinzai@ eti.go.jp TEL：011-709-2311（内線： 2561）
東北	東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	平成27年 2月17日（火） 14：00～	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎8 階関東東北産業保 安監督部東北支部 会議室	メール： thk-jinzai@meti.go.jp FAX:022-223-2658 TEL：022-221-4881
関東	関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月18日（水） 13：30～	埼玉県さいたま市 中央区新都心1番地 1 さいたま新都心 合同庁舎1号館 8階 8-2 会議室	メール： kanto-jinzai@meti.go.jp FAX：048-601-1292 TEL：048-600-0358
中部	中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情 報政策課	平成27年 2月17日（火） 14：00～	愛知県名古屋市中 区三の丸2-5-2 中 部経済産業局総合 庁舎1階中部地方 環境事務所第1会議 室	メール： chubu-jinzai@meti.go.jp FAX：052-950-1764 TEL：052-951-2774
近畿	近畿経済産業局 地域経済部	平成27年 2月16日（月）	大阪府中央区大手 前1-5-44 大阪合	メール： kin-jinzai@meti.go.jp

	産業人材政策課	13:00～	同庁舎1号館 第一別館2階 第二会議室	FAX: 06-6966-6077 TEL: 06-6966-6013
中国	中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日(月) 13:30～	広島市中区上八丁 堀6番30号 広島 合同庁舎2号館中国 経済産業局第2会議 室	FAX: 082-224-5765 TEL: 082-224-5683
四国	四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月17日(火) 13:30～	高松市サンポート3 番33号 高松サン ポート合同庁舎6階 602会議室	FAX: 087-811-8555 TEL: 087-811-8517
九州	九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日(月) 13:00～	福岡県福岡市博多 区博多駅東2丁目11 番1号 福岡合同庁 舎本館1階大会議室 「九経交流プラザ」	TEL: 092-482-5504
沖縄	内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	平成27年 2月16日(月) 11:00～	沖縄県那覇市おも ろまち2丁目1番1 号 那覇第2地方合 同庁舎2号館10階 経済産業会議室	FAX: 098-860-1730 TEL: 098-866-1730

(3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成26年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」申請書」と記載してください。

- ・ 事業申請書(様式1, 2)・・・正本1部+写し5部
- ・ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)・・・1部
- ・ 会社概要及び直近の過去3年分の財務諸表(複数者による申請の場合は全ての者のものを提出すること)・・・6部
- ・ 様式1～3を格納したCD-R(DVD-R等)・・・1式

※ファイル形式は、Word, PowerPoint, Excel 又は PDF 形式とする。当該電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルを CD-R (DVD-R 等) に格納した上で提出してください。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場

合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

- ・ 応募書類は所轄の経済産業局に郵送・宅配便・直接持参により以下に提出してください。FAX・メールによる提出は受け付けられません。締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締め切り時刻までに届かない場合もありますので、期限内に余裕をもって送付ください。

局名	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2327	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4881	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央 区新都心1番地1 さい たま新都心合同庁舎1号 館	048-600-0358	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長野 ・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情報政 策課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三 の丸2-5-2	052-951-2774	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川

近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6966-6013	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号 館	082-224-5683	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒760-8512 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合 同庁舎	087-811-8517	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博 多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎	092-482-5504	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろま ち 2 丁目 1 番 1 号 那覇 第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1730	沖縄

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

- ・ 審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

- ・ 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「6. 応募資格・条件」を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

①補助事業者としての適格性

- ・ 法人格の有無（法人格が無の場合の申請も認めますが、組織の体制や財務状況が法人格を有する場合と同様に示せることが必要です）
- ・ 本事業と類似事業の実績
- ・ 多様な人材と中小企業・小規模事業者とのマッチングや定着等に関する専門知識・ノウハウ等

②事業実施計画

- ・ 事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

③事業実施体制と事業費

- ・ 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び役割分担の明確性
- ・ 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
- ・ 事業費の金額の妥当性

④事業内容

- ・ 自治体、大学、ハローワーク、地域金融機関等、地域の関係機関との連携体制の構築に関する具体性及び実効性
- ・ 事業の成果目標の実現可能性

(3) 採択結果の決定及び通知について

- ・ 採択された申請者については、中小企業庁及び経済産業局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。採択に至らなかった事業者対してもその旨を通知します。
- ・ 採択にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、事業費総額を調整する場合があります。また、申請内容によっては、他の申請者と共同で事業を実施いただく等の調整を要請することがあります。
- ・ 各事業の評価・審査の経緯等に関する問合せには回答できませんので、あらかじめご了承ください。

10. 交付決定について

- ・ 採択された申請者が、所轄の経済産業局等に補助金交付申請書を提出し、それに対して所轄の経済産業局等が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、所轄の経済産業局等との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。
- ・ なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

11. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

- ・ 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行なうため及び会議や打ち合わせ等に参加するための旅費として補助事業者の職員に支払われる経費、事業遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる経費（旅費には、交通費、日当、宿泊費等を含む） ただし、本省及び経済産業局での打合せに参加するための経費を除く。
謝金	事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
会議費	事業遂行に必要な会議等を開催するために支払われる経費
借料及び損料	外部の施設等を使用する際に支払われる経費及び事業遂行に必要な機材等のリース・レンタルに要する経費
消耗品・資料購入費	事業遂行に必要な消耗品及び図書等資料購入に要する経費
広報費	事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
通信運搬費	事業遂行に必要な物品の運搬料、郵送料等及び新たに電話回線を設置・維持するために支払われる経費（WEB サイト運営のためのサーバレンタル費等も含む）
振込手数料	間接補助事業者に補助金を支払う際に生じる経費
印刷費	事業遂行に必要な資料や印刷物作成を行なうために支払われる経費
保険料	職場実習・職場体験を実施する際等、事業遂行に必要な保険に支払われる経費
雑務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費
外注費	補助事業者が業務を外注する際の経費
託児料	間接補助事業者が事業に参加する上で一時的に必要となる託児サービスの利用料
その他事業を行うために特に必要と認め	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・

られるもの	確認できるもの。また、事前に所轄の経済産業局に相談し、認められたものに限る。
Ⅲ. 委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約） ※コンソーシアム方式で申請する場合、幹事機関以外の事業者の経費は委託費として計上してください。 ※外注費・委託費が申請額の1/2を超える場合は、理由書の提出が必要となります。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

- ・ 補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。
- ・ これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。
- ・ しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。
- ・ 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。
- ・ ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。
 - ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - ② 免税事業者である補助事業者
 - ③ 簡易課税事業者である補助事業者
 - ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
 - ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

12. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、「3. 事業内容 (7) 経済産業局及び全国事務局への報告等」に基づく報告のほか、所轄の経済産業局長が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

13. 問い合わせ先

局名	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2327	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4881	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま 新都心合同庁舎1号館	048-600-0358	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長野 ・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情報政 策課	愛知県名古屋市中区三の 丸2-5-2	052-951-2774	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1 号館	06-6966-6013	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	広島市中区上八丁堀6番 30号広島合同庁舎2号館	082-224-5683	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	高松市サンポート3番33 号 高松サンポート合同 庁舎	087-811-8517	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目11番1号 福 岡合同庁舎	092-482-5504	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	沖縄県那覇市おもろまち2 丁目1番1号 那覇第2地 方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄

以上